



うちなー健康経営宣言

令和 3 年 6 月 29 日 第 292 号
令和 年 月 日 登録
更新

代表者メッセージ

皆で意識を高め、健康になりましょう

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
5. 感染症予防に取り組む。
6. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。